

公益社団法人日本警察犬協会 足跡追及作業要領改良点

1 2024年全日本嘱託警察犬競技大会本戦（1回戦）から採用

指導手は、スタート地点において犬に停座をさせ停座の姿勢で遺留品（白布）を嗅がせてからスタートさせる。

- * 手袋の着用を認める。
- * 停座姿勢で臭気を嗅がせている犬が、立止するなど動いても減点なし。
- * 作業タイムの測定は、指導手が犬をスタートさせてからとする。
(遺留品を犬に嗅がせずスタートさせた場合は、－5点とする。)

2 2024年全日本嘱託警察犬競技大会から決勝戦で採用

コースに、印跡者以外の臭気を付着させたダミー遺留品又は無臭ダミー遺留品を印跡者はピンセット等で臭気が付着しないように配置する。

- * ダミー遺留品は、布・皮・木片・樹脂・紙製品等から選び、遺留品と同程度の物とするが遺留品と同じものとは限らない。
- * ダミー遺留品については、印跡者がピンセット等を使用して腕を伸ばした地点に配置する。
- * ダミー遺留品を犬がポイントした場合は、審査員は指導手に犬のもとに行くように指示をだす。その後、指導手はダミー遺留品を審査員に提示し、その地点からスタートさせる。
- * タイムは継続測定したままとする。
- * ダミー遺留品をポイントした場合は、－5点とする。
- * ダミー遺留品を足跡から離れて確認したが、ポイント姿勢に至らなかった場合は、コース減点のみとする。

上記要領は、2024年1月1日以降の競技会から採用するが、2024年度全日本嘱託警察犬競技大会前までは従来の実施要綱を認め、約6か月間を移行期間として運用する。

2024年度全日本嘱託警察犬競技大会以降は、地区大会においても、この実施要領を採用する。

足跡追及競技 実施要綱及び詳細（第三版）

作業実施要綱

指導手は、犬を脚側停座させ審査員に申告する。その後、指示された場所に待機又は指示によりスタート地点（原臭布前）に停座させる。指導手は停座させている犬に原臭布を嗅がせてから1声視符にて犬に作業を開始させる。指導手はスタート地点にとどまり、犬が遺留品を発見しポイント姿勢（停座・伏臥・立止）を示したら、審査員の指示により指導手は犬のもとへ行き遺留品を取得し審査員に提示する。指導手は遺留品のあった地点から1声視符にて作業を開始させ、指導手はその位置にとどまる。犬が再度遺留品を発見しポイント姿勢（停座・伏臥・立止）を示したら、審査員の指示により指導手は犬のもとへ行き、遺留品を取得し審査員に提示する。最終遺留品の場合は作業終了とし、指導手は紐を付け競技終了となる。

* タイム測定は、犬をスタートさせてから最終遺留品ポイントまでとする。

作業実施詳細

- 1 印跡者は臭気を付着させた原臭布を所定の位置に置き、スタート地点を十分印跡をしてから出発する。
- 2 コース構成は、全長約200歩以上～全長約350歩以内とし、遺留品はコース上に1個から2個で最終地点1個とするが、ダミー遺留品を置く、及び印跡後の時間を空けることもある。
- 3 スタート地点及びコースは、直線・鈍角・鋭角・不規則な曲線などで構成され、歩度を変える場合もある。
- 4 作業タイムは、おおむね「1秒・1歩」にて設定する。
- 5 点数配分は、スタート及びコース、遺留品を含め合計100点とする。スタート地点5点・遺留品1個につき5点で設定する。
- 6 遺留品は、布・皮・木片・合成樹脂・紙製品等の中から選び、印跡者の臭気を付着したものであるとする。
- 7 スタート地点から第1屈折手前又は直線約20歩までは再スタートを可とするが、審査員が指示をする。
- 8 審査員の指示で再スタートは、1回までとする。
- 9 犬が追及作業を中断した場合は、指導手の任意で2回まで再出発の1声視符を命じることが出来る。
- 10 スタート地点及び中間遺留品地点からのスタート時に、指導手が大きな動作で明らかに進行方向の誘導をした場合は減点
例（指導手が腕を大きく進行方向を示す・指導手の体が進行方向に大きく傾くなど。）
- 11 30秒ルールは作業中、何回でも可とする。
- 12 指導手が犬の追及作業中に「声視符・体符」などの誘導行為は作業中止
- 13 遺留品に対するポイント姿勢は、遺留品から約1犬身は減点なし（犬を遺留品位置まで移動させ、遺留品を提示後スタートさせる。）。
- 14 犬がポイント姿勢から約1犬身の移動は減点なし。
- 15 犬がポイント姿勢のとき約1犬身以内での指導手の声視符は減点なし。
- 16 犬が遺留品ポイント後、約10犬身以上移動した場合は中止
- 17 最終遺留品ポイントを通過し約5m以上離れた場合は中止
- 18 犬が作業中に遺留品の正規の箇所以外でポイント姿勢（停座・伏臥・立止）し、指導手が2回目の一声視符を命じるが犬が作業開始せず約30秒経過した後、審査員と指導手が確

認し、大会で使用している遺留品があった場合は、新たなコースで作業をする。その他の遺留品又は遺留品がない場合は作業中止

- 19 指導手が、犬をスタートさせる前に「印跡上にピンが倒れる。」、「第三者の進入」、「動物の進入」などで、公平な審査に支障がでるときは、新たなコースで作業ができる。
- 20 犬をスタートさせた後でも、公平な審査に支障がでると思われるときは、新たなコースで作業ができる。
- 21 「新たなコース」は、審査員、指導手及び要員と打合せをして準備する。
- 22 紐を外すのは、待機場所又はスタート地点とする。
- 23 犬が追及作業時に過剰に地面に接する長い首輪等の使用は禁止
- 24 外した紐は、肩に掛ける。紐の長さは、約1.2m前後のものとする（ポケットに入れる、及び腰に巻くことは禁止とするが、やむを得ない場合は、審査員が預かる。）。
- 25 正常に肩に掛けることができない、及び肩に掛けても引きずるような長い紐は使用禁止
- 26 手袋の使用は可
- 27 ダミー遺留品が設定されている場合は、ピンセット及び鉗子などの使用は可
- 28 指導手が犬に虐待行為をした場合は、失格
- 29 競技会当日、強制首輪（スパイク首輪等）を装着していた場合は、失格
- 30 競技中に犬が審査員、要員及び係員などに攻撃的動作をした場合は、失格
- 31 「28・29・30」失格項目に該当した犬は、以降の競技会に出場禁止になる場合がある。

【新規科目】 4 部服従 4-G1S (38点以上 Chg 36点以上 RCh) 訓練試験あり

科目・配点 (会場の条件で距離を変更してもよい。) 例a~b5m b~c5m c~f5m c~d5m d~e10m

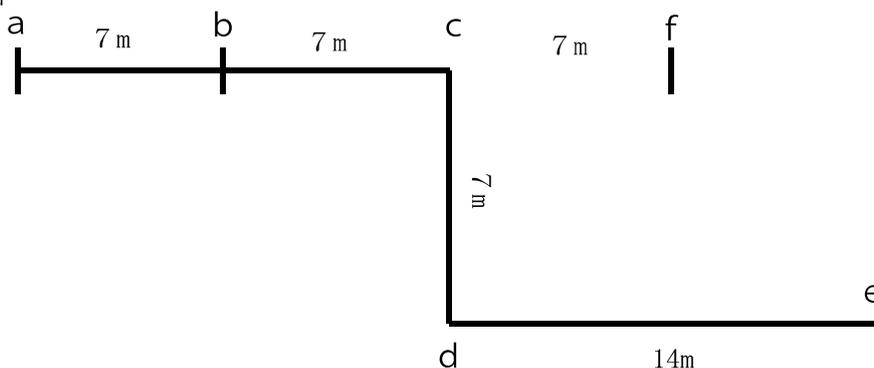
科目1 紐付脚側行進 (10点)

科目2 常歩行進中一旦停止の停座 (10点)

科目3 常歩行進中一旦停止の伏臥 (10点)

科目4 常歩行進中一旦停止の立止 (10点)

コース図



実施要領

科目1 紐付脚側行進

一動作一声視符

a点で紐付き (紐は左右どちらかの片手で保持する。) で脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側で進み、c点で右折・d点で左折・e点で反転し、止まることなく常歩脚側で進み、d点右折・c点で左折・a点に戻り反転した地点で脚側停座させる。

科目2 常歩行進中一旦停止の停座

一動作一声視符

a点で紐付き (紐は左右どちらかの片手で保持する。) で脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側で進み、b点で指導手は一旦停止と同時に犬に停座、続けて待てを命じ (一旦停止せず停座を命じてもよい。)、指導手は、紐の末端を持ち、紐が張らない位置で (紐を持たない場合は、おおむね1.5mの位置) 犬と対面する (紐を持つか持たないかは、科目ごとに変更してもよい。)。審査員の指示により犬の左側から後方を回り犬のもとに戻り (審査員の指示で紐を確保する。)、基本姿勢をとる。

科目3 常歩行進中一旦停止の伏臥

一動作一声視符

b点で紐付き (紐は左右どちらかの片手で保持する。) で脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側で進み、c点で指導手は一旦停止と同時に犬に停座から伏臥、続けて待てを命じ (直接伏臥を命じてもよい。また、一旦停止せず伏臥を命じてもよい。)、指導手は、紐の末端を持ち、紐が張らない位置で (紐を持たない場合は、おおむね1.5mの位置) 犬と対面する (紐を持つか持たないかは、科目ごとに変更してもよい。)。審査員の指示により犬の左側から後方を回り犬のもとに戻り審査員の指示により停座をさせる (その後、審査員の指示で紐を確保する。)

科目4 常歩行進中一旦停止の立止

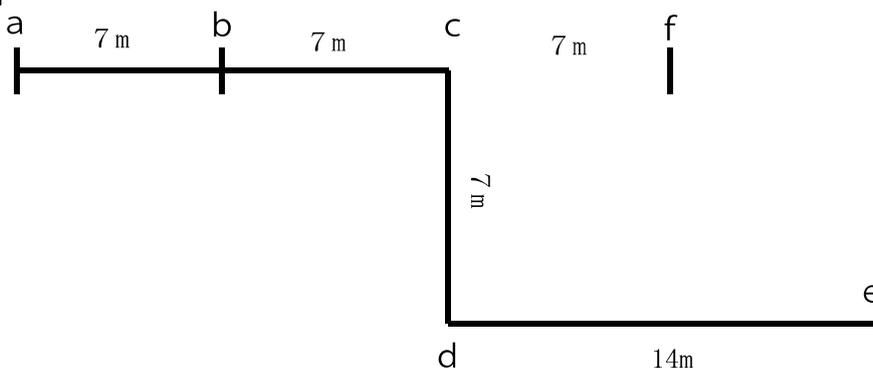
一動作一声視符

c点で紐付き (紐は左右どちらかの片手で保持する。) で脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側で進み、f点で指導手は一旦停止と同時に犬に立止、続けて待てを命じ (一旦停止せず立止を命じてもよい。)、指導手は、紐の末端を持ち、紐が張らない位置で (紐を持たない場合は、おおむね1.5mの位置) 犬と対面する (紐を持つか持たないかは、科目ごとに変更してもよい。)。審査員の指示により犬の左側から後方を回り犬のもとに戻り審査員の指示により、停座をさせる (その後、審査員の指示で紐を確保する。)

【新規科目】 4 部服従 4-G2S (47.5点以上 Chg 45点以上 RCh) 訓練試験あり

科目・配点 (会場の条件で距離を変更してもよい。)	例a~b5m b~c5m c~f5m c~d5m d~e10m
科目1 紐付脚側行進 (往路 常歩・復路 速歩)	(10点)
科目2 紐無脚側行進 (往路 常歩・復路 速歩)	(10点)
科目3 紐無常歩行進中一旦停止の停座及び招呼	(10点)
科目4 紐無常歩行進中一旦停止の伏臥及び招呼	(10点)
科目5 紐無常歩行進中一旦停止の立止	(10点)

コース図



実施要領

科目1 紐付脚側行進

一動作一声視符

a 点で紐付き脚側停座させ (紐は左右どちらかの片手で保持する。)、審査員の指示により常歩脚側行進で進み、c 点で右折・d 点で左折・e 点で反転し、止まることなく速歩脚側で進み d 点右折・c 点で左折・a 点に戻り反転した地点で脚側停座させる。

科目2 紐無脚側行進

一動作一声視符

a 点で紐を外し肩に掛け (紐は左肩から右腰に掛けるか、襷掛けとする。)、紐無脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側で進み、c 点で右折・d 点で左折・e 点で反転し、止まることなく速歩脚側で進み d 点右折・c 点で左折・a 点に戻り反転した地点で脚側停座させる。

科目3 常歩紐無脚側行進中一旦停止の停座及び招呼

一動作一声視符

a 点で紐無脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側で進み、b 点で指導手は一旦停止と同時に犬に停座、続けて待てを命じ (一旦停止せず停座を命じてもよい。)、指導手は、常歩で振り返らず f 点まで進み犬と対面する。審査員の指示により犬を招呼する。犬は直接停座するか又は対面停座をしてから審査員の指示により脚側停座させる。

科目4 常歩紐無脚側行進中一旦停止の伏臥及び招呼

一動作一声視符

f 点で紐無脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側で進み、c 点で指導手は一旦停止と同時に犬に伏臥、続けて待てを命じ (一旦停止せず伏臥を命じてもよい。)、指導手は、常歩で振り返らず a 点まで進み犬と対面する。審査員の指示により犬を招呼する。犬は直接停座するか又は対面停座をしてから審査員の指示により脚側停座させる。

科目5 常歩紐無脚側行進中一旦停止の立止

一動作一声視符

a 点で紐無脚側停座させ、審査員の指示により常歩脚側で進み、b 点で指導手は一旦停止と同時に犬に立止、続けて待てを命じ (一旦停止せず立止を命じてもよい。)、指導手は、常歩で振り返らず f 点まで進み犬と対面する。審査員の指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を回り犬のもとに戻り、審査員の指示により脚側停座させる。審査員の指示により反転をし、a 点に戻り反転をした地点で脚側停座させる。

【新規科目】 2部選別作業 2-AD *選別専科のため、服従作業はありません。

審査要綱 2部選別作業及び1部選別作業を複合した内容とする。

競技内容

科目構成

- 1 移行臭本物品1名、移行臭誘惑物品1名とする。
- 2 その他の科目構成は、1部選別作業と同じとする。

実施要領

- 1 ゼロ回答選別作業は実施しない。
- 2 犬が不持来をして、スタート（ゴール）ラインを四肢が越えた場合は、不正解とする。
- 3 3mラインは設けない。
- 4 犬が物品白布を咥えたら、招呼してもよい。犬が逸走したときは、招呼しなければならぬ。この場合、2回までの招呼に応じない場合は、その回の作業は中止し不正解とする。
- 5 再スタートは、1回戦及び2回戦も認める。
- 6 1回の作業につき、再スタートは3回まで。
- 7 再スタートは、1回につき、1点減点
- 8 選別作業は、2回戦までとし、2回戦が同点の場合は、作業態度で順位を決定する。
- 9 1回戦が満点の犬のみ、2回戦に進める。
- 10 2-AD実施要領を除き、その他、1部選別作業に準ずる。

【新規科目】 2部追及作業 2-SD *追及専科のため、服従作業はありません。

審査要綱 2部追及作業及び1部追及作業を複合した内容とする。

競技内容

科目構成

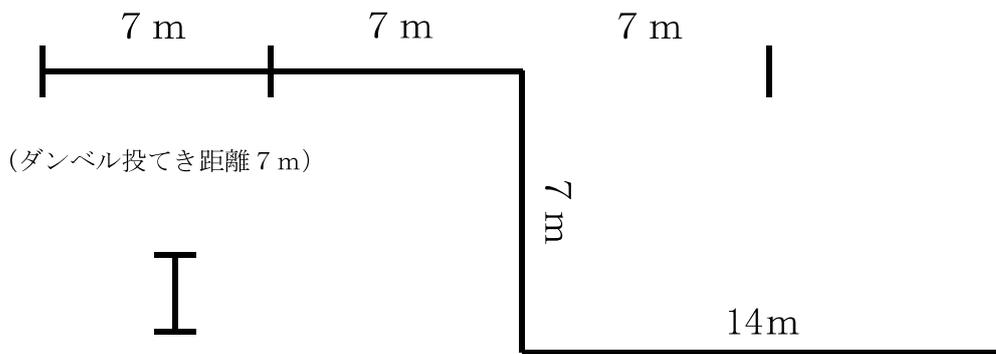
- 1 150歩以上250歩以内
- 2 歩数を除きコース構成は、1部追及作業と同じとする。
- 3 遺留品、スタート1個・途中1個から3個・最終1個、材質は、1部足跡追及と同程度のものとする。
- 4 制限タイム設定 約一歩一秒で算出する。
- 5 ポイント姿勢 停座/伏臥/立止

実施要領

- 1 指導手は、審査員の前で犬を停座させ、出陳番号・犬名・指導手名と紐の使用の有無などを同時に申告する。
審査員の指示で、申告した実施体勢で出発地点において停座をさせ、遺留品白布を停座姿勢で犬に嗅がせた後、一声視符で出発させる。
- 2 120cm前後の紐又は10mのロープの使用を認める。ただし、指導手は紐又はロープを保持することはできない（指導手が紐又はロープを送り出すことは許される。）。
- 3 犬が約10m進んだ時点で追従を開始してもよいが、全作業中、おおむね約10mの間隔を維持しなければならない。
- 4 紐又はロープが、ピンなどに巻き付き正常な追及作業ができない場合は、審査員の指示で犬のもとに行き、その箇所からやり直しを認める。
- 5 4のやり直しの場合、再スタートさせるが再びコースを逸脱した場合は、中止となる。自然物・人工物の場合は、犬が止まった箇所から再スタートさせる。
- 6 指導手が犬の作業中に、紐又はロープを止める、引くなどの行為をした場合は、その作業は中止
- 7 犬が遺留品を発見したら、審査員の指示で犬のもとに行き、遺留品を審査員に提示し、その後、犬を一声視符で出発させる。最終遺留品の場合は、遺留品を審査員に提示後、終了とし退場する。

服従作業コース図 (全クラス共通)

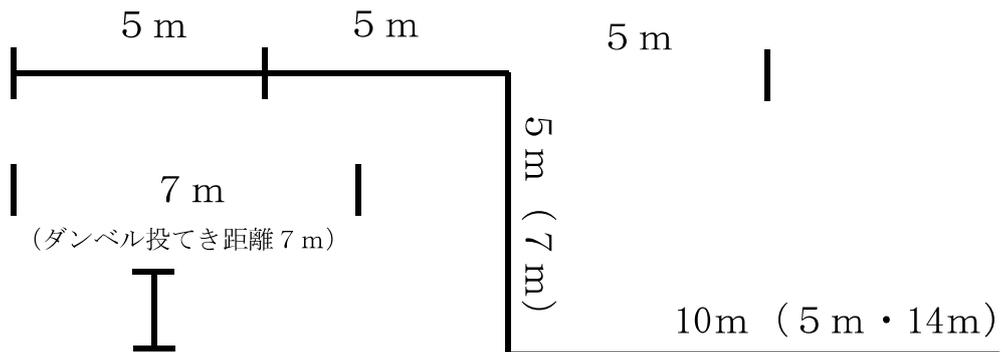
G1S・G1・G2S・G2・2部・3部



- * 片道障害 高さ 体高の1.2倍・最高70cm
- * ダンベル持来 100g以上 投てき距離 7 m以上

(犬の体のサイズでダンベル投てき距離の変更はできない。)

「会場の状況で距離を変更してもよいが、5 m以上14m以下で設定する。」



* 規程 第4章 訓練競技会の科目

第9条 支部等が開催する訓練競技会の科目は、原則として次のとおりとする。

部 別	科 目	略 記 号	内 容
1 部	選別作業	1-A	日本訓練 Ch に準ずる科目
	追及作業	1-S	
	警戒作業	1-B	
2 部	選別作業	<u>2-AD (新)</u>	訓練競技会のみ採用
	選別作業	2-A	PAH1 に準ずる科目
	追及作業	<u>2-SD (新)</u>	訓練競技会のみ採用
	追及作業	2-S	PSH1 に準ずる科目
	警戒作業	2-B	PBH1 に準ずる科目
3 部	服従作業	3-0	2部の服従作業（訓練競技会のみ採用）
4 部	服従作業	4-G2	G2 に準ずる科目
	服従作業	<u>4-G2S (新)</u>	G2S に準ずる科目
	服従作業	4-G1	G1 に準ずる科目
	服従作業	<u>4-G1S (新)</u>	G1S に準ずる科目

* 規程 第6章 訓練競技会のタイトル及び評価

第11条 訓練競技会の審査は、各訓練競技会の規程に基づき、各科目とも減点方式による得点により順位を決め、出場犬にタイトル及び評価を付与する。

第12条 訓練競技会の結果により、次のタイトル及び評価を付与する。

順 位	タイトル (称号)	評 価	該当条件	入賞頭数
1	チャンピオン	優	持ち点の <u>95%</u> 以上の中で最高点の犬	1 頭
2	チャンピオングループ	優	持ち点の <u>95%</u> 以上	点数範囲の頭数
3	チャンピオンリザーブ	優	持ち点の <u>95%</u> 未満～ <u>90%</u> 以上	点数範囲の頭数
4	無	特 良	持ち点の <u>90%</u> 未満～ <u>80%</u> 以上	点数範囲の頭数
5	無	良	持ち点の <u>80%</u> 未満～ <u>70%</u> 以上	点数範囲の頭数
6	無	無	持ち点の <u>70%</u> 以下	

訓練競技会に関する規定

* 附則 第2項第2号の「同一競技会で、1部出場犬の他の出場科目については、以下のように制限する。」は、これを削除する。